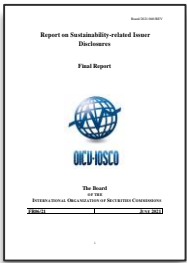


# IOSCO「企業のサステナビリティ開示に関する最終報告書」

- 2021年6月、証券監督当局の国際的な集まりであるIOSCO（証券監督者国際機構）は、企業のサステナビリティ報告に関するグローバルな一貫性、比較可能性、信頼性の向上に向けて、IFRS財団との連携を前面に掲げ、IFRS財団によるサステナビリティ基準の策定に関するIOSCOのビジョンを示した報告書を公表。
- 報告書では、サステナビリティ報告の改善に向け、IFRS財団との連携において、（1）強固なガバナンスを持つ基準設定主体の設置、（2）既存枠組みの活用、（3）ビルディングブロックアプローチ<sup>（注1）</sup>の促進、の3つを目的とした上で、それぞれについてIOSCO及びIFRS財団の作業を提示。



IFRS財団との連携における目的	IOSCO及びIFRS財団の作業 <sup>（注2）</sup>	スケジュール
強固なガバナンスを持つ基準設定主体の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ IFRS財団による国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）設置の動向を、IOSCOが監視<sup>〔1〕</sup></li> <li>✓ ISSBが策定する基準に対する、IOSCOのエンドースメントの検討<sup>〔2〕</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 2021年11月のCOP26前に、IFRS財団がISSBの設置を最終決定する</li> <li>✓ 2022年6月、IOSCOがISSBの気候変動関連開示基準をエンドースする</li> </ul>
既存枠組みの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ IFRS財団による、投資家等の判断に重要な企業価値に関する基準の開発<sup>〔7〕</sup></li> <li>✓ 主要な民間基準設定主体5団体<sup>（注3）</sup>が策定した気候関連財務開示基準のプロトタイプが、ISSBによる将来の基準開発のためのベースとなり得るかどうかが、IOSCOが以下の観点から評価を実施<sup>〔6〕</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 既存の会計基準と共存可能かどうか<sup>〔3〕</sup></li> <li>• 監査又は保証の基礎となるか<sup>〔4〕</sup>等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※当該報告書において、IOSCOによるプロトタイプの初期評価・改善点を指摘                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>• 産業・セクターレベルを含む定量的な指標のさらなる開発</li> <li>• 将来を見据えた指標やシナリオ分析手法の明確化</li> <li>• 持続可能性報告と財務諸表を結びつける概念的な枠組みの強化等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>✓ IFRS財団による、気候変動以外のESG要素に対する対応<sup>〔5〕</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 2021年11月までに、IFRS財団がプロトタイプを改良する</li> <li>✓ 2021年11月、IFRS財団が改良したプロトタイプをIOSCOが評価する</li> <li>✓ 2022年3月、ISSBが気候変動に関する基準の公開草案を公表し、同年6月までに最終化する。また、気候変動以外のESG要素の作業拡大については、2022年1-3月にISSBが検討を開始する</li> </ul>
ビルディングブロックアプローチの推奨	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ IFRS財団がマルチステークホルダー専門家協議委員会を設立し以下を実施<sup>〔9〕</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 企業価値に基づくサステナビリティ基準の定期的な見直し<sup>〔8〕</sup></li> <li>• より広範なサステナビリティ報告の要件や、各地域での補完的な報告要件との一貫性の促進<sup>〔10〕</sup></li> </ul> </li> <li>※当該報告書において、IOSCOが当協議委員会の構成等を提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 2021年11月以降、IFRS財団がマルチステークホルダー専門家協議委員会を設立する</li> </ul>

（注1）国際的な首尾一貫性及び比較可能性を実現するため、ISSBがベースとなるサステナビリティ報告基準を設定し、そのベースの上に各国がそれぞれの政策の優先順位に基づいて、より広範な要求事項や特定の開示の要求事項を追加する方法

（注2）〔〕の中の番号は、IOSCO報告書の図9「Delivering the priority improvement」で提示されている行動計画の番号を指している。

（注3）CDSB（気候変動開示基準委員会）、CDP（カーボン・ディスクロージャープロジェクト）、GRI（グローバル・レポーティング・イニシアチブ）、IIRC（国際統合報告評議会）、SASB（サステナビリティ会計基準審議会）を指す。